

令和7年1月23日

農業者各位

芽室町農林課長 我妻 修一

令和6年度補正予算（令和7年度実施）麦・大豆生産技術向上事業に係る
要望調査について（通知）

標記事業について、十勝総合振興局から事業申請とりまとめの通知があったことから、次のとおり受付を行います。

記

1 対象者・対象作物

(1) 対象者<共通事項>

農業者の組織する団体（150日以上農業従事者が5名以上で構成されている団体）

※個人で取り組むことはできません。

(2) 対象作物<共通事項> 麦・大豆

2 事業メニュー

①生産性向上の推進（必須取組）

団地化、ブロックローテーション、適正輪作等による生産性向上を推進する際に必要な経費を支援。※経費が発生しない取組も可。

根拠資料として、取組を行った事実が確認出来る資料の提出が必要になります。

（会議の開催通知、議事録、開催した写真等）

②新たな営農技術等の導入（アの生産性向上の推進を取組む必要があります）

別紙1参照 ※取組を行ったすべてのほ場の写真の提出が必要になります。

※まったく同一の取組に要する経費として複数の国事業から補助を受けることは二重補助として禁止されております。

③生産拡大に向けた機械・施設の導入等（アの生産性向上の推進を取組む必要があります）

補助率1/2以内で事業費が機械等ごとに50万円以上5,000万円未満。ただし、ほ場で利用する農業機械の導入に限り、事業費の上限なく、機械ごとに補助上限5,000万円未満。なお、事業費が5,000万円以上の機械の場合は、当該機械ごとの受益面積1haにつき37.5万円となります。

① 生産性の向上のために必要なアタッチメント等の導入

② 生産の高度化・効率化に必要な機械・施設の導入

③ 上記作業機械をけん引するために必要なトラクター※トラクター単体の導入不可

3 申請にかかる必要書類

(1) 共通資料

ア 事業実施計画書 イ 成果目標が確認できる書類

ウ 構成員全員の令和6年度「3期実測作付面積確認書」

エ 事業実施計画書様式で定める添付資料及びその他補助要件を満たしていることを確認するために必要な関係資料一式

オ 事業実施主体の規約、収支予算又は収支決算書（ある場合のみ）

※法人の場合は定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約、収支予算又は収支決算

(2) 生産性向上の推進（①）及び新たな営農技術等の導入（②） ※ソフト事業

ア 生産性向上の推進取組が分かる資料

イ 新たな営農技術等の導入の補助対象面積が分かる資料

(3) 生産拡大に向けた機械・施設の導入等 (③) ※ハード事業

ア 農業機械等の能力、規模の算定書 イ 農業機械等の3社以上の見積書、カタログ
※事業決定後に一般競争入札又は、3社以上の見積り合わせが必要になります。

4 現状年と事業実施年度と目標年

(1) 現状年：令和6年度 (2) 事業実施年度：令和7年度

(3) 目標年：麦⇒令和10年度、大豆⇒令和9年度

5 留意事項

要望額が予算額を上回った場合は、成果目標のポイント順に少額のものから配分対象となりますことを御承知おきください。

原則、事業計画承認以降に着手が可能で令和7年度内に事業が完了する取組とします。
※ハード事業は、事業計画承認以降に契約事務着手し、交付決定以降から令和7年度内に納品が可能なものとなります。

本事業は、目標年までに達成が見込まれる成果目標を設定し、目標達成に向けた取組を実施していただく必要がございます。

なお、取組実施後は毎年度、客観的な証拠書類で実績確認を行うこととなりますので、御承知おきください。

6 ホームページとポイント表

●農林水産省HP



●町HP



●ポイント表



※成果目標ポイントの合計が5ポイントに満たない場合は申請できません。

※町HPに事業実施計画書・概要・Q&A・ポイント表が添付されております。

7 申請先・申請期日

必要書類を揃え、役場農林課農林企画係に期日までに御提出ください。

(1) 生産性向上の推進 (①) 及び新たな営農技術等の導入 (②) ※ソフト

令和6年1月29日(水)まで

(2) 生産拡大に向けた機械・施設の導入等 (③) ※ハード

※ハードにつきましては、資料の整理に時間を要することから実施希望者は
令和6年1月27日(月)まで JAめむろ営農部に御相談ください。

8 お問い合わせ

(1) 制度に関すること 芽室町役場農林課農林企画係 TEL:62-9725

(2) 必要書類に関すること

JAめむろ ソフト：農産課(担当者：西谷、柴田) TEL62-2454

ハード：営農部(担当者：村瀬、長濱) TEL62-8311